

◆日本非核宣言自治体協議会の活動

当協議会では、核兵器に関する情報収集や調査研究を行い、核実験に対する抗議活動や会員自治体の平和活動推進に努めています。この他の主な事業は次のとおりです。

(1) 総会、大会(年1回開催)

自治体間の連携強化を図るとともに、非核宣言の実現に向けたアピールを行っています。

(2) 研修会(年2回)

先進自治体における平和事業の事例研究などを通して会員自治体の平和事業に関する支援・協力を行っています。

(3) ホームページによる情報発信

反核、平和情報の発信や非核宣言自治体のデータベース化などに取り組んでいます。

(4) 20周年記念事業

ブロックごとの巡回原爆展を実施しています。また、希望自治体を対象に反核、平和の象徴として被爆アオギリ(広島市)、被爆クスノキ(長崎市)の苗木の配布を行っています。

◆会員自治体のメリット

(1) 協議会では、会員自治体の平和活動を支援するため、全国大会や研修会を通して、核兵器に関する情報や先進自治体の平和事業などの情報提供、情報交換を行っています。また、毎年1回、世界の核軍縮の歩みや核兵器に関する新しい動向を分かりやすく解説した「核軍縮と非核宣言自治体」などの資料集を配布しています。

(2) 会員自治体が海外で開催される非核自治体国際会議事務局が主催する会議や役員会で承認された国際会議などに出席する場合は、100,000円を限度に補助しています。

(3) 現在、設立20周年記念事業として広島、長崎の原爆写真パネルの貸し出しや、被爆アオギリ、被爆クスノキの苗木の配布を無料で行っています。

■加入手続き

加入資格	非核宣言を行った地方自治体(県、市、特別区、町、村)であること。 非核宣言は自治体が行った宣言でも議会決議でも結構です。	
分担金(年会費)	都道府県及び政令指定都市	80,000円
	5万人以上の市及び特別区	60,000円
	5万人以下の市及び特別区	40,000円
	町、村	20,000円
加入方法	所定の加入申込書に記入し、必ず、首長印を捺印のうえ、下記の宛先へ郵送して下さい。 【送付先】 〒852-8117 長崎市平野町7番8号(長崎原爆資料館内) 長崎市平和推進室	

日本非核宣言自治体協議会HP

<http://www.nucfreejapan.com/index.htm>

非核自治体宣言率と非核宣言自治体協議会加入率

2005年5月末現在

都道府県名	自治体数 A	宣言自治体数 B	宣言率 B/A	会員数 C	会員率 C/B
大阪府	44	44	100%	19	43%
神奈川県	38	38	100%	10	26%
山形県	45	45	100%	5	11%
岩手県	59	59	100%	4	7%
宮崎県	45	44	98%	3	7%
奈良県	45	44	98%	1	2%
長崎県	46	44	96%	12	27%
長野県	103	98	95%	6	6%
群馬県	59	56	95%	2	4%
沖縄県	50	47	94%	15	32%
千葉県	78	73	94%	9	12%
京都府	39	36	92%	4	11%
香川県	36	33	92%	2	6%
福岡県	86	78	91%	16	21%
栃木県	45	40	89%	2	5%
佐賀県	36	32	89%	1	3%
鹿児島県	76	67	88%	0	0%
三重県	48	42	88%	8	19%
高知県	48	42	88%	4	10%
徳島県	36	31	86%	4	13%
熊本県	69	59	86%	1	2%
秋田県	43	36	84%	9	25%
滋賀県	34	28	82%	3	11%
富山県	22	18	82%	4	22%
山梨県	39	31	79%	11	35%
和歌山県	42	33	79%	7	21%
大分県	26	20	77%	5	25%
東京都	63	48	76%	12	25%
福島県	84	62	74%	3	5%
広島県	29	21	72%	13	62%
岡山県	35	25	71%	2	8%
埼玉県	86	60	70%	5	8%
石川県	23	16	70%	1	6%
宮城県	46	31	67%	6	19%
兵庫県	61	41	67%	7	17%
鳥取県	21	14	67%	2	14%
茨城県	63	40	63%	10	25%
山口県	34	19	56%	0	0%
福井県	29	16	55%	0	0%
島根県	30	16	53%	2	13%
静岡県	57	30	53%	5	17%
北海道	208	107	51%	16	15%
愛知県	75	36	48%	10	28%
青森県	48	22	46%	0	0%
新潟県	46	21	46%	4	19%
岐阜県	47	21	45%	2	10%
愛媛県	24	10	42%	1	10%
合 計	2,446	1,874	77%	268	14%

日本非核宣言自治体協議会

設立趣旨

日本非核宣言自治体協議会は1984年に広島県府中町で設立されました。設立の趣旨は「核戦争による人類絶滅の危機から、住民一人ひとりの生命とくらしを守り、現在および将来の国民のために、世界恒久平和の実現に寄与することが自治体に課せられた重大な使命である。宣言自治体が互いに手を結びあい、この地球上から核兵器が姿を消す日まで、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を世界の自治体に呼びかけ、その輪を広げるために努力する」というものでした。

現在、当協議会は全国の268自治体（H.17.5.27現在）により組織され、総会や全国大会、研修会のほか、さまざまな平和事業などを通して設立の趣旨の実現に努力しています。

活動理念

会則の第2条に「この協議会は、非人道的核兵器の使用が、人類と地球の破滅をもたらすことにかんがみ、生命の尊厳を保ち、人間らしく生活できる真の平和実現に寄与するため、全国の自治体、さらには全世界のすべての自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼びかけるとともに、非核宣言を実施した自治体間の協力体制を確立することを目的とする」とうたっています。協議会の事業としては、非核都市宣言に関する情報・資料の収集、調査・研究、非核都市宣言呼びかけのための活動、各自治体の平和事業推進などを行っています。

☆非核平和都市条例☆

北海道・苫小牧市	2002.4.1施行
東京・中野区	1990.4.1施行
東京・三鷹市	1992.3.27施行
神奈川・藤沢市	1995.3.30制定
千葉・佐倉市	1995.8.15施行
沖縄・屋久島町	2000.3.27可決

藤沢市核兵器廃絶平和推進の基本に関する条例

制定 平成7年3月30日

条例 第47号

(目的)

第1条 この条例は、「藤沢市核兵器廃絶平和都市宣言」（昭和57年藤沢市告示第29号）に基づき、核兵器廃絶を目指す国是としての非核三原則の厳守及び日本国憲法の基本理念である恒久平和の実現に関する基本的原則を定め、もって市民の平和で安全な生活の維持向上に質することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「核兵器」とは、核分裂、核融合又はそれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人間を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。

(基本原則)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、不断の努力をするとともに、市民の協力を得て平和行政を推進する。

市は、市内での核兵器の製造、保有、持込み及び使用に協力しない

市は、核兵器廃絶の実現に向けて国内又は国外の都市等との連携を深める。

市長は、前3項に定める事項の推進に努めなければならない

市民は、第1条の目的を達成するため、自主的に平和に関する活動を行うとともに、第1項から第3項までに定める事項に関して積極的に協力するものとする。

(平和事業)

第4条 市は、前条の基本原則に基づき、次に掲げる事業を行う。

- (1) 核兵器廃絶及び平和の意義の普及
- (2) 核兵器廃絶及び平和に関する情報の収集及び提供
- (3) 核兵器廃絶の実現に向けて他の都市等との平和に関する交流
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 市は、前項の事業の計画に当たっては、その基本的事項について市民の意見を聴くものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

(藤沢市平和基金条例の一部改正)

藤沢市平和基金条例（平成元年藤沢市条例第23号）の一部を次のように改正する。第1条中「藤沢市核兵器廃絶平和都市宣言（昭和57年藤沢市告示第29号）」の次に「及び藤沢市核兵器廃絶平和推進の基本に関する条例（平成7年藤沢市条例第47号）」を加える

鹿児島県「非核平和都市宣言」決議一覧表

鹿児島県平和センター調べ

2002年12月20日現在

自治体名	決議年月日	自治体名	決議年月日	自治体名	決議年月日
鹿児島		祁答院町	1985年9月25日	垂水市	2000年9月26日
鹿児島県	年 月 日	里町	1986年12月23日	串良町	1986年12月23日
鹿児島市	1990年2月26日	上甑村	1986年12月24日	東串良町	1986年12月18日
吉田町	2000年9月29日	下甑村	1985年7月4日	内之浦町	1985年10月30日
桜島町	1993年12月23日	鹿島村	1985年9月25日	高山町	1986年9月30日
三島村	1996年3月15日	出 水		吾平町	1988年2月23日
十島村	1995年12月14日	出水市	1994年4月9日	大根占町	1989年3月27日
日 置		阿久根市	1985年9月14日	根占町	1986年9月29日
串木野市	1986年3月28日	野田町	1996年12月24日	田代町	1989年6月30日
市来町	1995年12月21日	高尾野町	1985年12月22日	佐多町	1989年6月28日
東市来町	1989年3月28日	東町	2001年9月3日	種子島	
伊集院町	1996年3月25日	長島町	1988年12月22日	西之表市	1985年12月20日
松元町	1988年9月29日			中種子町	1985年9月19日
郡山町	1996年6月27日	伊 佐		南種子町	1985年6月27日
日吉町	1990年6月28日	大口市	2002年10月1日	屋久島	
吹上町	2002年9月27日	菱刈町	1988年12月26日	上屋久島	1985年6月28日
金峰町	1988年12月27日	始 良		屋久町	1989年3月23日
指 宿		国分市	1995年9月28日	奄 美	
指宿市	1985年9月26日	加治木町	1991年12月25日	名瀬市	1983年3月25日
喜入町	2000年9月27日	始良町	1995年9月29日	大和村	1995年12月19日
山川町	1986年10月1日	蒲生町	1996年3月29日	宇検村	1995年3月22日
穎娃町	1986年9月12日	溝辺町	1989年3月29日	瀬戸内町	1998年12月24日
開聞町	2000年9月18日	横川町	1998年8月6日	住用村	1985年6月27日
枕 崎		栗野町	1982年6月22日	龍郷町	1985年9月19日
枕崎市	1991年12月2日	吉松町	1982年6月9日	笠利町	1985年7月4日
南 薩		牧園町	1997年8月6日	喜界町	1986年12月18日
加世田市	1985年10月3日	霧島町	1992年9月24日	徳之島町	1983年3月23日
笠沙町	1990年3月29日	隼人町	1985年8月1日	天城町	1983年3月19日
大浦町	2002年9月19日	福山町	1986年9月26日	伊仙町	1985年9月27日
坊津町	1985年11月1日	曾 於		和泊町	1985年10月1日
知覧町	1992年11月1日	大隅町	1989年3月29日	知名町	2001年6月 日
川辺町	1992年3月27日	輝北町	1985年12月26日	与論町	1996年3月29日
北 薩		財部町	1989年3月30日		
川内市	2002年12月20日	末吉町	1986年9月24日		
樋脇町	1985年10月2日	松山町	1985年9月28日		
入来町	1985年6月29日	志布志町	1985年7月4日		
東郷町	1990年3月27日	有明町	1995年12月21日		
宮之城町	1990年3月29日	大崎町	1990年6月22日		
鶴田町	1985年7月3日	肝 属			
薩摩町	1988年2月23日	鹿屋市	1994年3月24日		

九州沖縄ブロックの協議会加入自治体

(2005. 5. 27現在)

8. 九州ブロック(15市、23町、0村)					
都道府県	自治体名				計
	市(区)		町村		
福岡県	久留米市、直方市、飯塚市、山田市	4	篠栗町、新宮町、粕屋町、桂川町、稲築町、碓井町、嘉穂町、筑穂町、穂波町、潁田町、大木町、苅田町	12	16
佐賀県			嬉野町	1	1
長崎県	長崎市、島原市、松浦市、平戸市、大村市、五島市	6	長与町、時津町、布津町、宇久町、田平町、琴海町	6	12
熊本県			西合志町	1	1
大分県	大分市、別府市、津久見市	3	安岐町、挾間町	2	5
宮崎県	宮崎市、日向市	2	綾町	1	3
鹿児島県					0
				小計	38
9. 沖縄ブロック(6市、5町、4村)					
都道府県	自治体名				計
	市(区)		町村		
沖縄県	那覇市、宜野湾市、石垣市、名護市、沖縄市、豊見城市	6	北谷町、西原町、佐敷町、南風原町、東風平町、東村、読谷村、北中城村、中城村	9	15
				小計	15
合計(1県、134市、6区、118町、9村)					
268					